

伊奈町下水道事業の運営状況について 資料 2

1 下水道事業の整備状況と今後の予定

下水道は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質保全など、私たちの快適な日常生活や社会経済活動を支える、欠かすことのできない都市基盤設備です。

伊奈町の下水道事業は、県が昭和48年より着手した中川流域下水道事業として、昭和58年9月から事業に着手し、平成3年4月に栄地区の一部から供用開始がなされました。その後、事業の推進、整備区域の拡大に努め、令和6年度末には下水道管渠の総延長は約175km、下水道普及率は77.9%となりました。

現在、令和11年度末までに、下水道事業認可区域の整備完了に向け事業を推進しています。また、今後増加が見込まれる老朽化の進んだ管渠やポンプ場施設の長寿命化を推進するとともに、令和7年1月28日に発生した八潮市内の道路陥没事故を受けて、未然に感知できるよう調査点検をすることにより、安心安全を確保することが求められています。

2 下水道事業の経営状況

公共下水道事業は、地方財政法上で公営企業に位置づけられており、経費負担の原則（雨水公費・污水私費）により、汚水処理に係る

費用は、下水道の使用者が負担することが原則です。雨水に係る経費は、社会全体が便益を受けるため公費（税金）負担とし、汚水に係る経費は、特定の使用者が便益を受けるため、私費（使用料）負担にすべきという考え方です。

また、雨水に係る経費以外のもので、使用料をもって賄うことが適当でない経費として、水質規制費、水洗便所普及費などがあります。これらの経費の負担については、総務省通知「地方公営企業繰出金について」においてその負担基準が示されており、本町においても当該経費を公費（一般会計）負担として繰入れ措置を行っています。

本町では、下水道使用料収入単価は汚水処理費より低い水準で設定されているため、一般会計からの多額の繰入れによる補てんにより収支の均衡を図っております。

一般会計からの多額の繰入れは、一般会計を圧迫している状況にあるため、町財政の弾力性に影響を与えるとともに、下水道未整備地域に居住されている町民からいただいた税金の一部を汚水処理費に使っていることになります。これは、下水道を使用できる町民とそうでない町民との間の税負担に不公平を生じさせることになるため、できる限り解消に努める必要があります。

3 下水道使用料を改定する必要性

現行の下水道使用料は、平成30年4月に改定を行っております。

令和7年4月から中川流域下水道維持管理負担金が40円/m³から43円/m³に値上がりしたため、令和6年負担金1億4397万3千円から令和7年負担金1億5467万6千円となり約1000万円の負担増予定となっております。

さらに、中川流域下水道建設負担金が令和6年1636万4千円から令和7年3654万6千円となり約2000万円の負担増予定となっております。

また、昨今の人件費、材料費、燃料費、維持管理費等の値上がり、人口減少により減少傾向にある収益的収入に対して、収益的支出、資本的支出が増えることとなり、独立採算の原則をうたう公営企業としては下水道使用料の値上げを検討せざるおえない状況となっているものです。

下水道使用料の値上げにより、さらには、令和7年度予算基準外繰入金の8441万円も減らせるものと考えております。

- ・下水道使用料10%値上げした場合

本年度下水道使用料 4億4367万円×10%＝4436万円増

- ・下水道使用料15%値上げした場合

本年度下水道使用料 4億4367万円×15%＝6655万円増

- ・下水道使用料 20% 値上げした場合

本年度下水道使用料 4億4367万円 × 20% = 8873万円増

下水道事業の歳出につきましては、昭和58年に事業着手し、平成3年の供用開始から35年が経過し、今後は下水道管やポンプ場の各種設備等の老朽化が進み、施設更新にかかる必要経費が年々増加することが見込まれます。また、物価上昇に伴う維持管理費の増加や下水道普及率向上のための地方債借入が増加することによる元利償還金の増加などから、支出額は年々増加傾向にあります。

一方、下水道使用料収入の基準となる汚水排除量につきましては、家族形態の細分化や節水機器の普及、人口減少などにより、減少傾向で推移すると見込まれます。

このような状況のなか、伊奈町では、これまでに地方債利息の軽減や、組織の見直しによる経費節減に努めてまいりましたが、経費削減だけでは下水道事業財政の厳しい経営状況に対処することが困難となっています。また、町の財政状況も大変厳しいなか、下水道未整備地区の方々の税金も含まれる一般会計からの多額の補てんは困難な状況です。

したがいまして、下水道事業を健全化し、事業を安定的に継続するため、下水道使用料の改定が必要となります。

なお、令和5年度に国土交通省から導入提案された公共下水道事

業の維持管理や施設更新、公共施設等運営事業を官民連携して運営していくウォーターPPPにつきましては、近隣の状況を踏まえながら検討しているところでございます。そのため、今回の使用料改定の算出根拠としておりません。

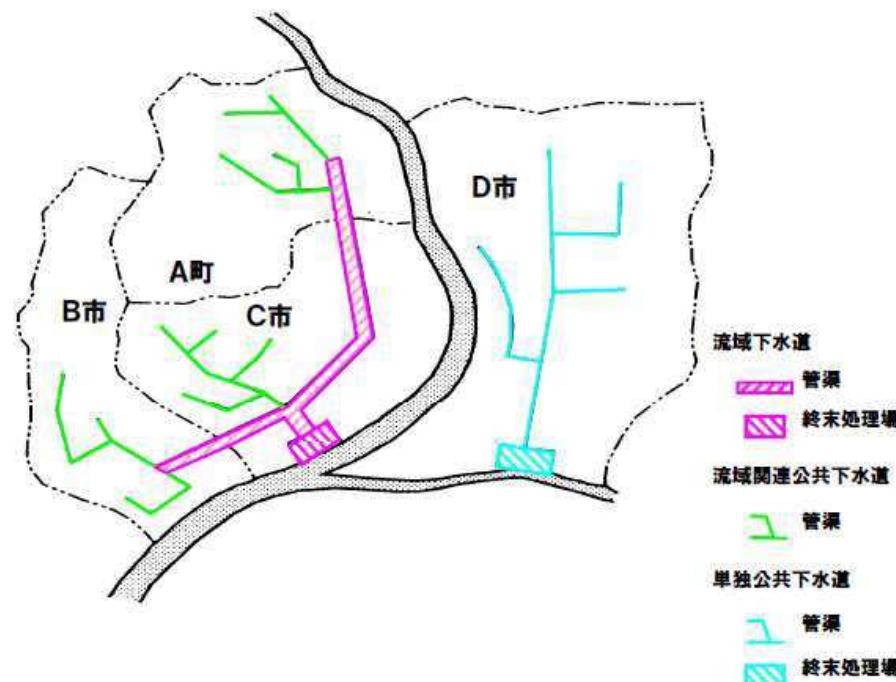


伊奈町下水道施設等の概要



下水道・汚水処理施設の種類

- 公共下水道(市町村事業) : 主に市街地における下水を排除し、処理場で処理又は流域下水道に接続。
 - 流域下水道(都道府県事業) : 2以上の市町村から排除される下水を排除し、処理場で処理。また2以上の市町村から排除される雨水を排除(雨水流域下水道)。
 - 都市下水路(市町村事業) : 主に市街地における雨水を排除。
- ※浄化槽等の他所管の汚水処理施設とは、効率性の観点から都道府県構想によりエリア分けし、役割分担を行っている。

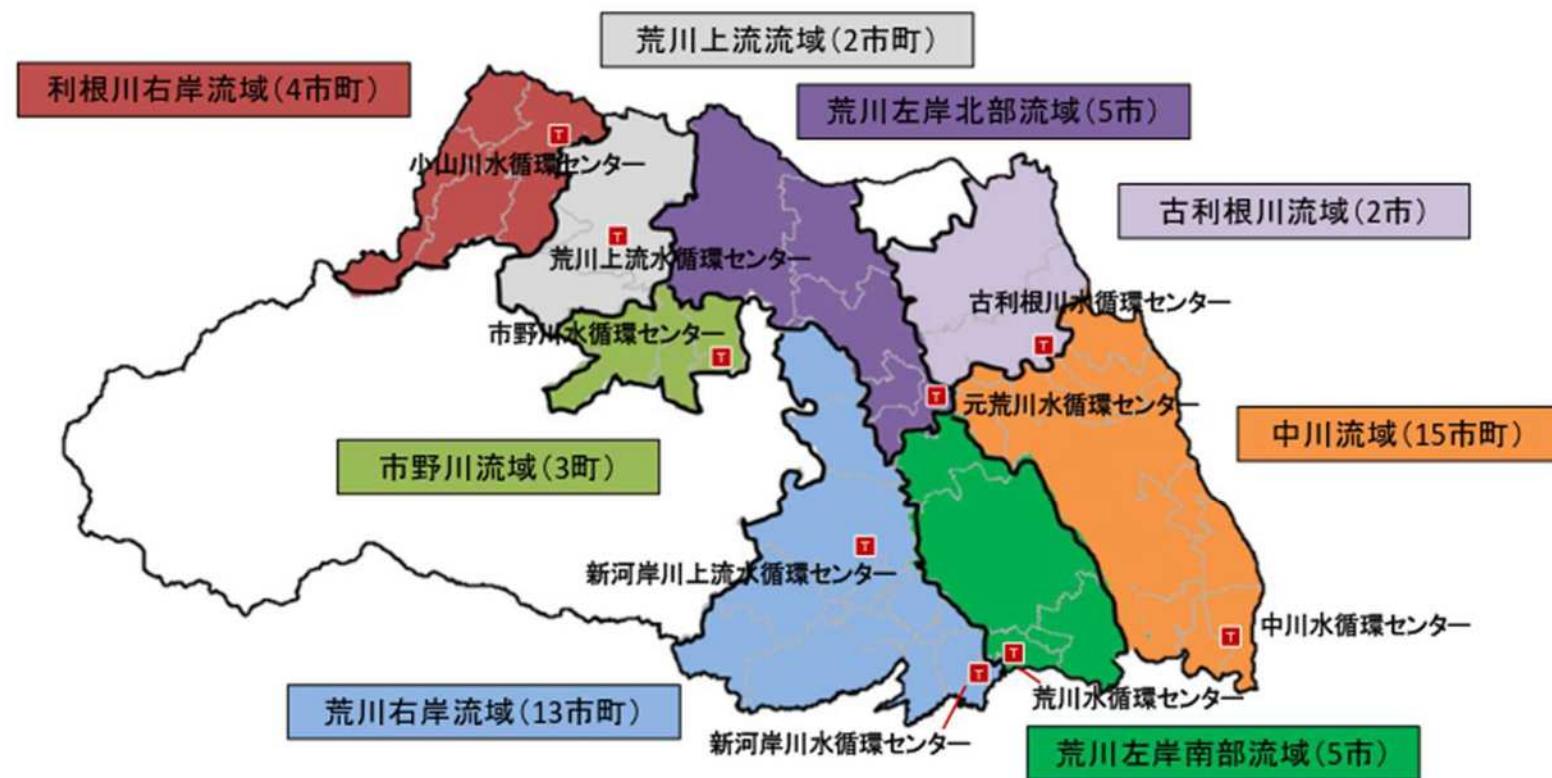


〈他省所管の汚水処理施設〉

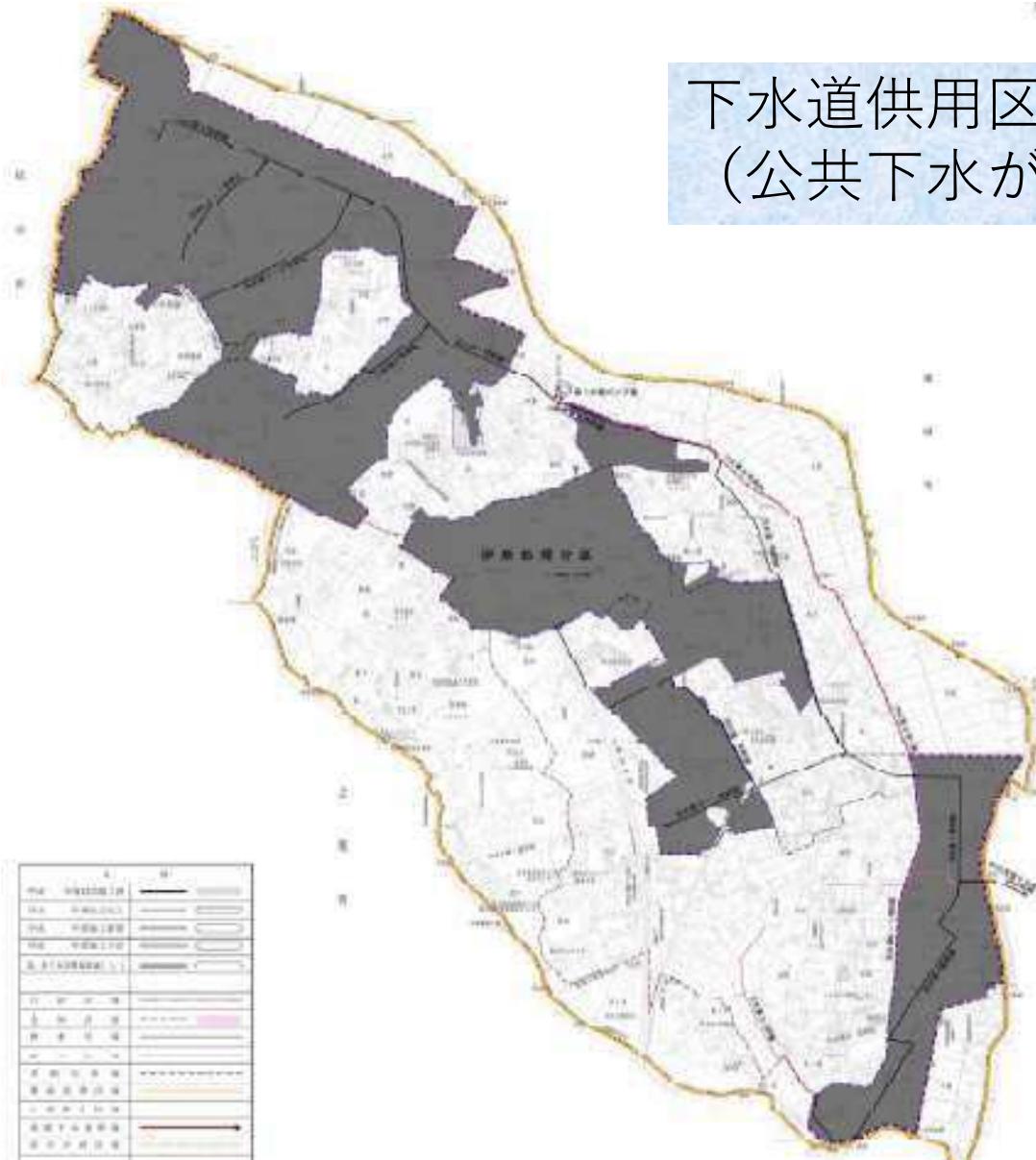
- 農業集落排水施設等(市町村事業等)
農業振興地域内の集落等を対象に実施される小規模な汚水処理施設。
- 処理槽(個人設置／市町村設置)
し尿及び雑排水(工場廃水、雨水等を除く。)を発生源ごとに処理し、公共下水道に接続せず直接放流するもの。

埼玉県の流域下水道（8流域）

1 流域下水道事業の概要



下水道供用区域
(公共下水が使えるエリア)



伊奈町第一中継ポンプ場

第1中継ポンプ場事業の沿革	
昭和59年10月	伊奈町公共下水道都市計画決定の変更 (ポンプ場施設の追加)
昭和59年12月	第1中継ポンプ場基本設計着手
昭和60年11月	伊奈町公共下水道事業認可の変更 (ポンプ場施設の追加)
昭和63年10月	第1中継ポンプ場実施設計着手
平成5年6月	第1中継ポンプ場土木建築工事着手
平成5年4月	機械設備工事、電気設備工事着手
平成7年1月	第1中継ポンプ場外構工事着手
平成7年3月	第1中継ポンプ場竣工

設計	建設工事
●業務名 第1中継ポンプ場基本設計業務委託	工事名 第1中継ポンプ場土木建築工事 請負者 三ツ河組合建設業協同組合 平成5年6月29日～平成7年2月26日
●受託者 柳ヶ瀬セツコンサルタント浦和営業所	工事名 第1中継ポンプ場機械設置工事 請負者 柳ヶ瀬セツコンサルタント浦和営業所 平成6年3月11日～平成7年3月15日
●履行期間 昭和59年12月27日～昭和60年3月15日	工事名 第1中継ポンプ場監理専攻監工事 請負者 富士電機株式会社新潟所 平成6年3月16日～平成7年3月18日
●業務名 第1中継ポンプ場実施設計業務委託	工事名 第1中継ポンプ場外構工事 請負者 三ツ河組合建設業協同組合 平成7年1月12日～平成7年3月24日
●受託者 柳ヶ瀬セツコンサルタント浦和営業所	
●履行期間 昭和63年10月11日～平成元年3月15日	



案内図



埼玉県伊奈町



完成施設の写真

第1中継ポンプ場破碎機更新

● before



● after



標準耐用年数を過ぎており、
カッター部のかみ合わせがずれ
ていることから、いつ故障して
もおかしくない状況でした。



更新が完了したことにより、故
障による操業停止のリスクが軽
減されました。

本事業は伊奈町第一中継ポンプ場におけるNo.
1破碎機の更新を図る工事です。
当施設は伊奈町下水道ストックマネジメント計
画で早期更新対象に位置付けられている機械設
備でした。

下水道事業
による
実績事例

機械設備の更新



マンホール更新工事

(管路施設調査業務委託: 目視調査)



写真番号：1-4-7

撮影位置

人孔番号 30-2

調整部

記事

目視調査



写真番号：1-4-8

撮影位置

人孔番号 30-2

直壁

記事

目視調査

管路施設耐震対策工事



八潮市交差点道路陥没事故



ご清聴ありがとうございました。

